

チクングニア熱の4類感染症への追加等について

- チクングニア熱は、蚊が媒介して感染するウイルス性の疾病であり、近年、東南アジア地域で感染が拡がり、流行地からの帰国者での症例が増加傾向にある。

(参考1) チクングニア熱とは

原因：トガウイルス科アルファウイルス属チクングニアウイルス

主な症状：2～12日（通常4日～8日）の潜伏期ののち、突然の発熱、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹。関節痛は急性症状消失後も数か月続くことが多い。

診断：分離・同定法による病原体の検出、
PCR法による血清中の病原体遺伝子の検出、
ELISA法による血清中のIgM又はIgG抗体の検出 等

治療：対症療法が中心

予防：蚊の刺咬防止

(参考2) 東南アジア地域の拡がりとは次頁参照。

(参考3) 流行地からの帰国者での症例は、2006年～2008年には0～3人、2009年は10人に増加

- 感染症法における4類感染症は、患者を診断した場合、直ちに医師の届出が義務づけられるとともに、媒介蚊の駆除対策等が法的に可能となるものであり、同様の蚊媒介性の疾病であるウエストナイル熱、デング熱や日本脳炎も四類感染症に分類されている。

- これまでのところ、国内でのチクングニア熱の発生は認められていないが、本病を媒介する蚊（ヒトスジシマカ）は我が国の多くの地域に分布しており、帰国後の発症例を契機とした国内での流行が懸念されているところ。

(参考4) ヒトスジシマカは、東北以南に分布。従来は、ネッタイシマカの媒介であったが、近年、ウイルスの変異があり、ヒトスジシマカで高い媒介能力を有するようになったといわれている。

- 危機管理の観点から、チクングニア熱については、感染症法に基づいて、発生状況の把握、必要に応じた媒介蚊対策等が可能となる「四類感染症」に位置づける必要があると考えられる。

- このため、本部会では、チクングニア熱の国内での発生・まん延対策として、

① 発生状況を的確に把握するための医師による届出

② 国内発生が起きた場合の必要に応じた媒介蚊対策

等を行うことができるよう、感染症法の対象疾病（4類感染症）に加えることの必要性について確認いただく。

- また、検疫法関係にもチクングニア熱を位置づけ、帰国時における患者対応等を可能とすることの必要性について確認いただく。

2005年以降の世界のチクングニヤ熱の流行とヒトスジシマカ

2009年スリランカ、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、インド等で患者数が増加し、流行地域が拡大

● ヒトスジシマカの分布地

2006年以降日本人17名の輸入症例

2007年北イタリア300人
患者発生(1名死亡)

2004年

2005-6年インド140万人
2009年再流行

2005-6年スリランカ 3万7千人
2009年5千人以上

2009年タイ南部で2万5千人
流行地域が北進

2009年シンガポール
286名患者発生(増加中)

コモロ諸島

2005-6年レユニオン27万人(約250人死亡)

2006年ヒトスジシマカ体内での増殖活性が約100倍
増加したウイルスの突然変異株(A226V)が出現、より強毒化



○ 4 類感染症等の届出・確認状況

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年
E型肝炎	44	58	43	55
A型肝炎	223	157	170	114
エキノкокクス症	13	20	25	28
オウム病	15	30	9	21
Q熱	2	7	3	2
狂犬病	2	0	0	0
コクシジオイデス症	2	3	2	2
つつが虫病	380	389	453	455
デング熱	50	89	104	93
日本紅斑熱	45	102	133	129
日本脳炎	7	10	3	3
ブルセラ症	4	1	4	2
ボツリヌス症	2	3	2	0
マラリア	54	51	58	55
野兔病	0	0	5	0
ライム病	12	11	5	8
レジオネラ症	429	669	895	709
レプトスピラ症	24	34	44	15

チクングニア熱	2	0	3	10
---------	---	---	---	----

注1：四類感染症は、2006 年以降、発生の届出がないものは表から除いている。

注2：チクングニア熱は、国立感染症研究所で把握している数である。

(参考資料)

○ 最近の輸入感染症例(2010年6月末現在)

症例数	渡航先	発病年月	確認地(都道府県)
1	スリランカ	2006 年 11 月	東京都
2	スリランカ	2006 年 12 月	新潟県
3	インド	2008 年 8 月	大阪府
4	インドネシア	2008 年 9 月	東京都
5	インド	2008 年 10 月	東京都
6	マレーシア	2009 年 1 月	兵庫県
7	インドネシア	2009 年 3 月	東京都
8	インドネシア	2009 年 5 月	東京都
9	インドネシア	2009 年 5 月	千葉県
10	インドネシア	2009 年 5 月	東京都
11	マレーシア	2009 年 5 月	東京都
12	インド	2009 年 7 月	長崎県
13	タイ	2009 年 9 月	東京都
14	インドネシア	2009 年 9 月	東京都
15	ミャンマー	2009 年 12 月	神奈川県
16	インドネシア	2010 年 3 月	京都府
17	インドネシア	2010 年 5 月	東京都
18	インドネシア	2010 年 9 月	東京都

○ 感染症法対象疾病のうち、蚊媒介性のもの

ウエストナイル熱、黄熱、西部馬脳炎、デング熱、東部馬脳炎、日本脳炎、ベネズエラ馬脳炎、マラリア、リフトバレー熱(すべて4類感染症)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）

（定義）

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

２ この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

３ この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）
- 五 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。第五項第七号において「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）

４ この法律において「三類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

５ この法律において「四類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 Ｅ型肝炎
- 二 Ａ型肝炎
- 三 黄熱
- 四 Ｑ熱
- 五 狂犬病
- 六 炭疽
- 七 鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）を除く。）
- 八 ボツリヌス症
- 九 マラリア
- 十 野兔病

十一 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病であつて、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

６ この法律において「五類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
- 二 ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）
- 三 クリプトスポリジウム症
- 四 後天性免疫不全症候群
- 五 性器クラミジア感染症
- 六 梅毒
- 七 麻しん
- 八 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病（四類感染症を除く。）であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

７～２３ （略）